

福祉駐車券に関する よくある質問と回答

No.	質問	回答
1	福祉駐車券の交付対象者について教えてください。	福祉駐車券の交付対象者は、神戸市在住で次の要件を満たす方です。 <b>【本人運転（本人が運転する場合）】</b> 身体障害者手帳1級～4級 <b>【介護者運転（介護者が運転する場合）】</b> 身体障害者手帳第1種 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A判定
2	減免内容について教えてください。	市内減免対象駐車場において、3時間までの駐車料金が無料となります。 ※3時間を超える時間分については正規の駐車料金をお支払いください ※駐車時間によっては、福祉駐車券をご利用いただいても、お支払いいただく料金が、1日上限料金になる場合もあります
3	福祉駐車券の新規発行の手続き方法について教えてください。	「福祉駐車券申請書」に必要事項をご記入いただき、必要書類を同封の上、発行元まで郵送してください。 詳細はHP中「新規・変更・再発行の手続き」ご確認ください。
4	福祉駐車券申請書はどこで手に入りますか？	各区役所・北須磨支所の保健福祉課障害福祉担当窓口、西区玉津支所の保健福祉サービス窓口又は当ページより取得可能です。 ※各区役所・北須磨支所・西区玉津支所では、申請書と共に送付用封筒（切手不要）もお渡ししております
5	福祉駐車券は申請後どれくらいで交付されますか？	書類等に不備がなければ、5営業日程度以内に簡易書留にて郵送いたします。
6	福祉駐車券が利用可能な駐車場について教えてください。	HP中に掲載している下記一覧表をご確認ください。 ・駐車場一覧（市営） ・駐車場一覧（公園）
7	各駐車場における福祉駐車券の利用方法について教えてください。	HP中に掲載している下記一覧表をご確認ください。 駐車場によって利用方法が異なりますので、ご注意ください。 ・駐車場一覧（市営） ・駐車場一覧（公園）
8	精算機で福祉駐車券を利用できなかったのですが、どうすればよいですか？	精算機等のトラブルの可能性がございますので、まず各駐車場の問合せ先にご連絡ください。 精算機等のトラブルでない場合、磁気不良の可能性があるので、再発行の手続きをお願いいたします。 再発行を希望される場合は、「福祉駐車券申請書」に必要事項をご記入いただき、必要書類を同封の上、発行元まで郵送してください。 詳細はHP中「新規・変更・再発行の手続き」ご確認ください。
9	障害者手帳の記載内容が変更となった際の手続き方法について教えてください。	「福祉駐車券申請書」に必要事項をご記入いただき、必要書類を同封の上、発行元まで郵送してください。 詳細はHP中「新規・変更・再発行の手続き」ご確認ください。
10	車両変更となった際の手続き方法について教えてください。	令和5年2月1日より、車両登録要件を廃止いたします。 令和5年2月1日以降、車両を変更された場合の申請は不要となりますので、そのままご使用ください。
11	福祉駐車券を紛失した際の手続き方法について教えてください。	福祉駐車券の有効期限内に一度のみ再発行が可能です。 再発行を希望される場合は、「福祉駐車券申請書」に必要事項をご記入いただき、必要書類を同封の上、発行元まで郵送してください。 詳細はHP中「新規・変更・再発行の手続き」ご確認ください。
12	福祉駐車券が不要となった場合どうすればよいですか？	福祉駐車券に不要理由（転居・死亡・資格喪失など）を記載のうえ、発行元まで郵送してください。

13	有効期限切れの福祉駐車券しかありません。このまま使用できますか？	有効期限切れの福祉駐車券は使用できません。 交付対象者には令和3年8月下旬に、有効期限が令和6年11月30日の紫又は薄紫色の福祉駐車券を簡易書留にて郵送しております。 簡易書留の受け取りが完了せず、郵送元に返送されている可能性がございますので、問合せ先までご連絡ください。
14	令和5年2月1日から福祉駐車券の車両登録要件が廃止となりました。 既に福祉駐車券を持っていますが何か手続きは必要ですか？	手続き等は不要です。そのままご使用ください。
15	障害者用駐車券（公園）と記載のある緑色の券を持っているが、有効期限が切れている。 どうすれば良いか。	障害者用駐車券（公園）は現在使用されておられません。 平成27年度の一斉更新の際に、福祉駐車券と統合されました。 お手元にある場合は、破棄してください。
16	福祉駐車券は自動二輪車でも利用出来るのか。	自動二輪車では利用出来ません。
17	窓口での申請は可能か。	原則郵送での申請をお願いしています。 やむを得ない場合は、平日9時～17時であれば受付可能です。（12時～13時はお昼休憩時間のため受付しておりません）
18	運転免許証を返納した場合、福祉駐車券をどうすれば良いのか。	お持ちの身体障害者手帳が「第2種」の場合、ご自身が運転する時のみ福祉駐車券が使用可能となりますので、運転免許証を返納された際には、道路計画課・区役所(障害担当窓口)に福祉駐車券をご返却ください。 お持ちの身体障害者手帳が「第1種」の場合、介護者が運転する車に同乗する時にも福祉駐車券が使用可能となりますので、そのままご使用いただけます。
19	代理人（障害者手帳所持者以外）が窓口にて申請する場合、必要な書類はあるのか。	福祉駐車券申請に必要な書類に加えて、次の2点をご持参ください。 ①申請者(障害者手帳所持者)の障害者手帳原本 ②代理人の身分証明書
20	福祉駐車券の有効期限が近付いてきたが、何か手続きは必要か。	自動更新になりますので、お手続きは不要です。